

**丸亀市立就学前教育・保育施設における
医療的ケア児受入れに関するガイドライン
～共に育ち合う教育・保育のために～**

**令和4年3月
丸亀市教育委員会
幼保運営課**



目 次

はじめに

I 基本的事項	
1 ガイドラインの趣旨・目的1
2 医療的ケアとは	
3 丸亀市立就学前教育・保育施設における医療的ケア運営協議会について	
II 丸亀市立就学前教育・保育施設で実施する医療的ケアについて2
1 対応できる医療的ケア	
2 受入れの要件	
3 対象幼児3
4 医療的ケアが可能な日時	
5 医療的ケアの対応者(医療的ケア看護職員)	
III 申込みの流れと手続	
1 丸亀市立就学前教育・保育施設における医療的ケア開始に向けての流れについて4
2 医療的ケア実施申込みの際に必要な書類5
3 受入れ決定後の流れについて6
4 医療的ケアの内容の変更について	
IV 医療的ケア実施関係者の役割と確認事項7
1 保護者の役割	
2 丸亀市立就学前教育・保育施設の役割8
3 幼保運営課の役割	
4 看護師派遣会社の役割9
V 様式集11
【様式1】 医療的ケア申込みに関わる主治医意見書	
別紙 教育・保育施設における活動の目安	
【様式2】 医療的ケア実施申込書	
【様式3】 医療的ケアを受ける幼児の調査票	
【様式4】 医療的ケアを必要とする幼児の教育・保育に関する確認書兼同意書	
【様式5】 医療的ケア実施に関する指示書	
【様式6】 医療的ケア実施通知書	
【様式7】 医療的ケア実施承諾書兼同意書	

はじめに

令和3年6月18日に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布され、同年9月18日に施行されました。この法律では、国及び地方公共団体、就学前教育・保育施設の設置者等は、医療的ケア児に対して教育・保育を行う体制の整備、拡充等を図ることが求められています。

近年、医療技術の進歩に伴い、日常生活及び社会生活を送るうえで医療的ケアを必要としている子どもの数は年々増加し、医療的ケア児の教育・保育のニーズも高まっています。丸亀市では「地域の中で障がいのある子どもが仲間と共に育ち合う」ことを基本的な考え方として教育・保育を推進していますが、医療的ケア児の受入れを行うに当たっての明確な基準は、まだ示しておらず様々な準備が求められます。

そこで、丸亀市立就学前教育・保育施設において安全で安心な医療的ケア児の受入れを行うに当たり必要となる基本的な事項や留意事項、また、看護師や保育者等の対応・役割等を示す、本市としての医療的ケア児受入れに関するガイドラインを作成しました。

本ガイドラインは、丸亀市立就学前教育・保育施設において医療的ケア児を受け入れるに当たっての基本的な考え方、医療的ケア児の保護者が就学前教育・保育施設の利用を申し込む場合に通常の入園・入所申込みに加えて必要となる手続、就学前教育・保育施設で医療的ケアを行う場合に保護者、看護師、就学前教育・保育施設等が留意すべき点などについてまとめたものです。

本ガイドラインを活用し、各就学前教育・保育施設で幼児の実態や発達に合わせた医療的ケアが実施され、教育・保育のさらなる充実を図ってまいります。

令和4年3月

丸亀市教育委員会幼保運営課